

平成 30 年（措）第 1 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区新宿三丁目 14 番 1 号

株式会社三越伊勢丹

同代表者 代表取締役 杉 江 俊 彦

東京都渋谷区神宮前一丁目 17 番 5 号

東洋物産株式会社

同代表者 代表取締役 岡 崎 正 夫

東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地

丸紅メイト株式会社

同代表者 代表取締役 岸 晴 彦

東京都江東区木場二丁目 18 番 11 号

株式会社大丸松坂屋百貨店

同代表者 代表取締役 好 本 達 也

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社三越伊勢丹（以下「三越伊勢丹」という。）、東洋物産株式会社（以下「東洋物産」という。）、丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）及び株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」という。）の 4 社（以下「4 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙記載の制服（以下「JR 東日本向け接客型制服」という。）について、4 社及び双日ジーエムシー株式会

社（以下「双日ジーエムシー」という。）の5社（以下「5社」という。）が、遅くとも平成24年9月5日以降共同して行っていた、供給すべき者（以下「供給予定者」という。）を決定し、供給予定者が供給できるようする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR東日本向け接客型制服について、供給予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びに東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び株式会社ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR東日本向け接客型制服について、供給予定者を決定してはならない。

4 4社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 三越伊勢丹、東洋物産及び大丸松坂屋百貨店は、それぞれ、肩書地に本店を置き、JR東日本に対し、JR東日本向け接客型制服を販売していた。

イ 丸紅メイトは、肩書地に本店を置き、丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）から代理権の授与を受けて、JR東日本に対し、JR東日本向け接客型制服を販売して代金を受領した上で、事実上、当該金額を自らの売上げとしていた。

ウ 名宛人以外の双日ジーエムシーは、東京都港区赤坂八丁目1番22号に

本店を置き、双日株式会社（以下「双日」という。）から名義使用の許諾を受けて、JR東日本に対し、JR東日本向け接客型制服を販売していた。

(2) 発注方法等

ア JR東日本は、JR東日本向け接客型制服について、原則として、平成24年8月から平成28年9月までの間、品目ごとに下記(ア)又は(イ)の方法により、契約期間を1年間として毎年8月に見積依頼を行っていた。また、発注予定数量が少ない品目については、1者に受注させることとし、発注予定数量が多い品目については、安定的な供給を確保するため、複数の者に受注させることとしていた。

(ア) JR東日本は、受注者を1者とする品目については、5社のうち複数の者から見積価格を提示させ、原則として、最も低い見積価格を提示した者と価格交渉した上で、当該品目の発注単価を決定し、その者を受注者としていた。

(イ) JR東日本は、受注者を複数の者とする品目については、5社のうち複数の者から見積価格を提示させ、原則として、それぞれと価格交渉した上で、当該品目の発注単価を決定し、この発注単価で応諾した者を受注者としていた。

イ JR東日本は、JR東日本向け接客型制服の調達事務をジェイアール東日本商事に委託していた。

ウ JR東日本は、JR東日本向け接客型制服の受注者等に対し、契約期間内において、必要に応じて、JR東日本向け接客型制服を指定の場所に納入するよう指示（以下「納入指示」という。）し、受注者等は、納入指示の都度、JR東日本に供給していた。

(ア) 三越伊勢丹、東洋物産及び大丸松坂屋百貨店は、それぞれ、自社が受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、JR東日本に供給していた。

(イ) 丸紅メイトは、丸紅が受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、丸紅から授与された代理権に基づき、JR東日本に供給していた。

(ウ) 双日ジーエムシーは、双日が受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、双日の名義により、JR東日本に供給していた。

2 合意及び実施方法

5社は、遅くとも平成24年9月5日以降、JR東日本向け接客型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

- (1) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目をJR東日本に供給している者をいう。）を供給予定者とする
- (2)ア 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
イ 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格交渉において最初に応諾する
ウ 過去の発注実績から供給者が4者となることが見込まれる品目については、供給予定者間で最も低い見積価格を提示する者を定め、最も低い見積価格を提示する者以外の供給予定者は、最も低い見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

3 実施状況

5社は、前記2により、JR東日本向け接客型制服の全てを供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 平成28年3月1日、公正取引委員会が平成29年（措）第5号により措置を命じた事件について、双日ジーエムシーらの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行った。
- (2) 前記(1)を契機として、平成28年8月8日付けのJR東日本からのJR東日本向け接客型制服の見積依頼に際して、前記2の行為は行われておらず、見積提出期限である同年9月2日までにそれぞれ独自の見積価格による見積書が提出されており、同日以降、前記2の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、JR東日本向け接客型制服について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR東日本向け接客型制服の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、4社については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年1月12日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委員 山本和史

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 小島吉晴

別紙

東日本旅客鉄道株式会社が、調達事務を委託する株式会社ジェイアール東日本商事を通じて、見積り合わせの方法により発注する下表記載の制服

番号	品目	備考
1	制服上衣 駅長型 夏	
2	制服上衣 車掌型B 夏	
3	制服上衣 運転士型 夏	
4	制服上衣 駅長型 盛夏	
5	制服上衣 車掌型B 盛夏	
6	制服上衣 車掌型A 盛夏	平成25年度発注分 から廃止
7	制服上衣 営業・車掌(共通)型 夏	
8	制服上衣 女性営業・車掌(共通)型 夏	
9	制服上衣 女性駅長型 夏	
10	制服上衣 女性車掌型B 夏	
11	制服上衣 女性運転士型 夏	
12	制服上衣 女性びゅうプラザ型 夏	平成27年度発注分 から廃止
13	制服ベスト 女性びゅうプラザ型 夏	平成27年度発注分 から廃止
14	制服上衣 女性駅長型 盛夏	
15	制服上衣 女性車掌型B 盛夏	
16	制服上衣 女性車掌型A 盛夏	平成25年度発注分 から廃止
17	制服ベスト 女性営業・乗務員(共通)型 盛夏	
18	半袖シャツ 女性鉄道事業用(ピンク・ブルー・グリーン)	
19	半袖シャツ 女性びゅうプラザ用(ピンク・ブルー・イエロー)	平成27年度発注分 から廃止
20	制服ズボン 駅長型 盛夏	
21	盛夏シャツ 女性接客 半袖(ピンク・ブルー・グリーン)	
22	盛夏シャツ 女性接客 長袖(ピンク・ブルー・グリーン)	
23	制服スカート 女性営業(共通)型 夏	
24	制服スカート 女性びゅうプラザ型 夏	平成27年度発注分 から廃止

番号	品目	備考
25	制服ズボン 女性びゅうプラザ型 夏	平成27年度発注分から廃止
26	制服スカート 女性駅長型 盛夏	
27	制服ズボン 女性駅長型 盛夏	
28	制服ジャンパースカート(マタニティ) 夏	
29	制服ズボン 車掌(A)(B)型 盛夏	
30	制服ズボン 女性車掌(A)(B)型 盛夏	
31	制服ズボン 女性営業・乗務員(共通)型 盛夏	
32	制服上衣 駅長型 冬	
33	制服上衣 車掌型B 冬	
34	制服上衣 運転士型 冬	
35	制服上衣 営業・車掌(共通)型 冬	
36	制服上衣 女性営業・車掌(共通)型 冬	
37	制服上衣 女性駅長型 冬	
38	制服ベスト 女性営業型 冬	
39	制服上衣 女性車掌型B 冬	
40	制服上衣 女性運転士型 冬	
41	制服上衣 女性びゅうプラザ型 冬	平成27年度発注分から廃止
42	制服ベスト 女性びゅうプラザ型 冬	平成27年度発注分から廃止
43	制服ズボン 営業・乗務員(共通)型 冬	
44	長袖シャツ 女性鉄道事業用(ピンク・ブルー・グリーン)	
45	長袖シャツ 女性びゅうプラザ用(ピンク・ブルー・イエロー)	平成27年度発注分から廃止
46	制服スカート 女性営業・びゅう(共通)型 冬	
47	制服ズボン 女性びゅうプラザ型 冬	平成27年度発注分から廃止
48	制服ズボン 女性営業・乗務員(共通)型 冬	
49	制服ジャンパースカート(マタニティ) 冬	
50	リボンタイ	
51	棒タイ	平成27年度発注分から廃止
52	ネクタイ(女性用)	
53	カードイガン(マタニティ用)	
54	カードイガン(マタニティ用)(厚手)	
55	ネクタイ(冬・夏)A	
56	ネクタイ(冬・夏)B	
57	ネクタイ(冬・夏)C	

番号	品目	備考
5 8	ネクタイ (盛夏) D	
5 9	ネクタイ (盛夏) E	
6 0	ネクタイ (盛夏) ワンタッチD	
6 1	ボタン 男性接客制服用	

平成 30 年（措）第 2 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地

丸紅メイト株式会社

同代表者 代表取締役 岸 晴彦

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号

東洋紡 S T C 株式会社

同代表者 代表取締役 西山重雄

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）及び東洋紡 S T C 株式会社（以下「東洋紡 S T C」という。）の 2 社（以下「2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙記載の制服（以下「JR 東日本向け技術型制服及び検修型制服」という。）について、2 社及び双日ジー エムシー株式会社（以下「双日ジーエムシー」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）が、遅くとも平成 24 年 9 月 5 日以降共同して行っていた、供給すべき者（以下「供給予定者」という。）を決定し、供給予定者が供給できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR 東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び株式会社ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定してはならない。

4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 丸紅メイトは、肩書地に本店を置き、東レ株式会社（以下「東レ」という。）を通じて、JR東日本に対し、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服を販売していた。

イ 東洋紡ＳＴＣは、肩書地に本店を置き、東洋紡株式会社（平成24年10月1日付で、東洋紡績株式会社から商号変更したもの。以下「東洋紡」という。）から代理権の授与を受けて、JR東日本に対し、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服を販売して代金を受領した上で、事実上、当該金額を自らの売上げとしていた。

なお、東洋紡ＳＴＣは、平成25年10月1日付で、商号を東洋紡スペシャルティズトレーディング株式会社から現商号に変更したものである。

ウ 名宛人以外の双日ジーエムシーは、東京都港区赤坂八丁目1番22号に本店を置き、双日株式会社（以下「双日」という。）から名義使用の許諾を受けて、JR東日本に対し、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服を販売していた。

(2) 発注方法等

ア JR東日本は、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服について、原則として、平成24年8月から平成28年9月までの間、品目ごとに下記(ア)又は(イ)の方法により、契約期間を1年間として毎年8月に見積依頼を行っていた。また、発注予定数量が少ない品目については、1者に受注させることとし、発注予定数量が多い品目については、安定的な供給を確保するため、複数の者に受注させることとしていた。

(ア) JR東日本は、受注者を1者とする品目については、3社から見積価格を提示させ、原則として、最も低い見積価格を提示した者と価格交渉して、当該品目の発注単価を決定し、その者を受注者としていた。

(イ) JR東日本は、受注者を2者とする品目については、3社から見積価格を提示させ、原則として、最も低い価格を提示した者及びその次に低い見積価格を提示した者と価格交渉した上で、当該品目の発注単価を決定し、この発注単価で応諾した者を受注者としていた。

イ JR東日本は、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の調達事務をジェイアール東日本商事に委託していた。

ウ JR東日本は、3社に対し、契約期間内において、必要に応じて、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服を指定の場所に納入するよう指示（以下「納入指示」という。）し、3社は、納入指示の都度、JR東日本に供給していた。

(ア) 丸紅メイトは、東レが受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、東レから授与された代理権に基づき、JR東日本に供給していた。

(イ) 東洋紡STCは、東洋紡が受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、東洋紡から授与された代理権に基づき、JR東日本に供給していた。

(ウ) 双日ジーエムシーは、双日が受注者となった品目について、JR東日本から納入指示を受ける都度、双日の名義により、JR東日本に供給していた。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも平成24年9月5日以降、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下

に

- (1) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目をJR東日本に供給している者をいう。）を供給予定者とする
- (2)ア 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
イ 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

3 実施状況

3社は、前記2により、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の全てを供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 平成28年3月1日、公正取引委員会が平成29年（措）第5号により措置を命じた事件について、双日ジーエムシーらの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行った。
- (2) 前記(1)を契機として、平成28年8月8日付けのJR東日本からのJR東日本向け技術型制服及び検修型制服の見積依頼に際して、前記2の行為は行われておらず、見積提出期限である同年9月2日までにそれぞれ独自の見積価格による見積書が提出されており、同日以降、前記2の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、2社については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年1月12日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委員 山本和史

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 小島吉晴

別紙

東日本旅客鉄道株式会社が、調達事務を委託する株式会社ジェイアール東日本商事を通じて、見積り合わせの方法により発注する下表記載の制服

番号	品目		
1	制服上衣	技術型	夏
2	制服上衣	検修型	夏
3	制服上衣	女性技術型	夏
4	制服上衣	女性検修型	夏
5	半袖シャツ	技術型	
6	長袖シャツ	技術型	
7	半袖シャツ	検修型	
8	長袖シャツ	検修型	
9	半袖シャツ	女性技術型	
10	半袖シャツ	女性検修型	
11	制服ズボン	技術型	夏
12	制服ズボン	検修型	夏
13	制服ズボン	女性技術型	夏
14	制服ズボン	女性検修型	夏
15	制服上衣	技術型	冬
16	制服上衣	検修型	冬
17	制服上衣	女性技術型	冬
18	制服上衣	女性検修型	冬
19	長袖シャツ	女性技術型	
20	長袖シャツ	女性検修型	
21	制服ズボン	技術型	冬
22	制服ズボン	検修型	冬
23	制服ズボン	女性技術型	冬
24	制服ズボン	女性検修型	冬
25	制帽	技術一般型	
26	制帽	技術区所助役型	
27	制帽	技術区所長型	
28	制帽	検修一般型	
29	制帽	検修区所助役型	
30	制帽	検修区所長型	

平成 30 年（措）第 3 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番 5 号

新陽株式会社

同代表者 代表取締役 倉 持 真 一

東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地

丸紅メイト株式会社

同代表者 代表取締役 岸 晴 彦

東京都渋谷区神宮前一丁目 17 番 5 号

東洋物産株式会社

同代表者 代表取締役 岡 崎 正 夫

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

1 新陽株式会社（以下「新陽」という。）、丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）及び東洋物産株式会社（以下「東洋物産」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 別紙記載の制服（以下「JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボン」という。）について、3 社が、遅くとも平成 24 年 9 月 5 日以降共同して行っていた、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3 社が継続して供給できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、

JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようとする行為をせず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

- 2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びに東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び株式会社ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようとする行為をしてはならない。
- 4 3社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 新陽は、肩書地に本店を置き、帝國織維株式会社（以下「帝國織維」という。）を通じて、JR東日本に対し、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンを販売していた。

イ 丸紅メイトは、肩書地に本店を置き、東レ株式会社（以下「東レ」という。）を通じて、JR東日本に対し、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンを販売していた。

ウ 東洋物産は、肩書地に本店を置き、JR東日本に対し、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンを販売していた。

(2) 発注方法等

ア JR 東日本は、JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、原則として、平成 24 年 8 月から平成 28 年 9 月までの間、品目ごとに、契約期間を 1 年間として毎年 8 月に見積依頼を行っていた。また、JR 東日本は、安定的な供給を確保するため、原則として、複数の者に受注させることとし、帝國繊維、東レ及び東洋物産から見積価格を提示させ、それぞれと価格交渉した上で、当該品目の発注単価を決定し、この発注単価で応諾した者を受注者としていた。

イ JR 東日本は、JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボンの調達事務をジェイアール東日本商事に委託していた。

ウ JR 東日本は、JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボンの受注者等に対し、契約期間内において、必要に応じて、JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボンを指定の場所に納入するよう指示（以下「納入指示」という。）し、受注者等は、納入指示の都度、JR 東日本に供給していた。

(ア) 新陽は、帝國繊維がジェイアール東日本商事に提示する見積価格を実質的に策定し、かつ、ジェイアール東日本商事と帝國繊維の価格交渉に同席して自らが対応することにより、発注単価の応諾に実質的に関与していた。また、帝國繊維が受注者となった品目について、JR 東日本から納入指示を受ける都度、帝國繊維から授与された代理権に基づき、JR 東日本に供給していた。

(イ) 丸紅メイトは、東レから授与された代理権に基づき、東レがジェイアール東日本商事に提示する見積価格を策定し、ジェイアール東日本商事と価格交渉していた。また、東レが受注者となった品目について、JR 東日本から納入指示を受ける都度、東レから授与された代理権に基づき、JR 東日本に供給していた。

(ウ) 東洋物産は、自社が受注者となった品目について、JR 東日本から納入指示を受ける都度、JR 東日本に供給していた。

2 合意及び実施方法

3 社は、遅くとも平成 24 年 9 月 5 日以降、JR 東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようになり、3 社が継続して供給できるようにする旨の合意の下に

(1) 帝國繊維、丸紅メイト及び東洋物産がジェイアール東日本商事に提示する見積価格等について情報交換する

(2) ジェイアール東日本商事とのそれぞれの価格交渉の状況を踏まえつつ、帝國纖維の価格交渉に新陽が同席して対応し、3社が供給できる額で帝國纖維が最初に応諾する

などにより、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにしていた。

3 実施状況

3社は、前記2により、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンの発注単価が既存の発注単価とおおむね同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給していた。

4 前記2の行為の取りやめ

(1) 丸紅メイトは、平成28年3月1日、公正取引委員会が平成29年（措）第5号により措置を命じた事件について、丸紅メイトの親会社である丸紅株式会社らの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったことを契機として、平成28年8月8日付けのJR東日本からの見積依頼に際して、前記2の行為を行わず、見積提出期限である同年9月2日までに独自の見積価格による見積書を提出した。このため、丸紅メイトは、同日以降、前記2の合意に基づき発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにする行為を行っていないものと認められる。

(2) 平成28年10月25日、本件について、公正取引委員会が東洋物産の営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁

止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年1月12日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委員 山本和史

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 小島吉晴

別紙

東日本旅客鉄道株式会社が、調達事務を委託する株式会社ジェイアール東日本商事を通じて、見積り合わせの方法により発注する下表記載の男性用の制服

番号	品目
1	盛夏シャツ 接客 半袖
2	盛夏シャツ 接客 長袖
3	制服ズボン 営業・乗務員（共通）型 盛夏

平成 30 年（措）第 4 号

排 除 措 置 命 令 書

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 901 番地
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹
同代表者 代表取締役瀬 良 知 也

東京都千代田区二番町 5 番地 25
株式会社そごう・西武
同代表者 代表取締役 林 拓 二

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号
東洋紡 S T C 株式会社
同代表者 代表取締役 西 山 重 雄

東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地
丸紅メイト株式会社
同代表者 代表取締役 岸 晴 彦

大阪市中央区安堂寺町一丁目 2 番 2 号
株式会社岩本商会
同代表者 代表取締役 岩 本 敬 介

大阪市中央区瓦町三丁目 3 番 10 号
ニッケ商事株式会社
同代表者 代表取締役 石 井 徹 男

大阪市北区梅田三丁目 1 番 3 号
伊藤忠商事株式会社
同代表者 代表取締役 岡 藤 正 広

大阪市中央区淡路町三丁目 3 番 10 号

株式会社チクマ

同代表者 代表取締役 堀 松 渉

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

1 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（以下「ジェイアール西日本伊勢丹」という。）、株式会社そごう・西武（以下「そごう・西武」という。）、東洋紡ＳＴＣ株式会社（以下「東洋紡ＳＴＣ」という。）、丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）、株式会社岩本商会（以下「岩本商会」という。）、ニッケ商事株式会社（以下「ニッケ商事」という。）、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）及び株式会社チクマ（以下「チクマ」という。）の8社（以下「8社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会（岩本商会にあっては株主総会）において決議しなければならない。

(1) 別紙記載の制服（以下「JR西日本向け制服」という。）について、8社及び双日ジーエムシー株式会社（以下「双日ジーエムシー」という。）の9社（以下「9社」という。）が、遅くとも平成23年6月13日以降（伊藤忠商事にあっては平成26年4月11日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JR西日本向け制服について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

2 8社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く7社並びに西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西

日本」という。) 及びジェイアール西日本商事株式会社(以下「ジェイアール西日本商事」という。)に通知し,かつ,自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については,あらかじめ,公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 8社は,今後,それぞれ,相互の間において,又は他の事業者と共同して, JR西日本向け制服について,受注予定者を決定してはならない。

4 8社は,それぞれ,第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア ジェイアール西日本伊勢丹,そごう・西武,東洋紡ＳＴＣ,丸紅メイト,岩本商会,ニッケ商事及び伊藤忠商事は,それぞれ,肩書地に本店を置き, JR西日本(平成26年3月31日以前にあってはジェイアール西日本商事。この(1)において同じ。)に対し, JR西日本向け制服を販売していた。

なお,このうち東洋紡ＳＴＣは,平成25年10月1日付で,商号を東洋紡スペシャルティズトレーディング株式会社から現商号に変更したものである。

イ チクマは,肩書地に本店を置き,ジェイアール西日本伊勢丹に対し, JR西日本向け制服を販売していた。

ウ 名宛人以外の双日ジーエムシーは,東京都港区赤坂八丁目1番22号に本店を置き, JR西日本に対し, JR西日本向け制服を販売していた。

(2) 発注方法

ア JR西日本(平成26年3月31日以前にあってはジェイアール西日本商事)は, JR西日本向け制服について,原則として,品目ごとに,受注を希望する者に見積価格を提示させ,このうち低い見積価格を提示した複数の者に見積価格を再提示させ,最も低い見積価格を再提示した者を受注者としていた。

イ JR西日本は、平成26年4月1日以降、JR西日本向け制服の調達事務をジェイアール西日本商事に委託して、受注者と契約していた。

2 合意及び実施方法

9社は、遅くとも平成23年6月13日以降（伊藤忠商事にあっては平成26年4月11日以降）、JR西日本向け制服について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(1)ア 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目を受注している者をいう。）を受注予定者とする

イ 受注予定者が提示する見積価格（再提示する見積価格を含む。）は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者から直接又は見積り合わせ参加者の見積価格を取りまとめていた者を通じて連絡を受けた見積価格よりも高い見積価格を提示する

(2) チクマは、ジェイアール西日本伊勢丹と共に前記(1)の行為を実施し、かつ、ジェイアール西日本伊勢丹が提示する見積価格を調整する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

9社のうちチクマを除く者らは、前記2により、JR西日本向け制服のほとんど全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

平成28年9月13日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、9社は、共同して、JR西日本向け制服について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR西日本向け制服の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、9社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、8社については、違反行為が長

期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、8社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年1月12日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委員 山本和史

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 小島吉晴

別紙

西日本旅客鉄道株式会社（平成26年3月31日以前にあってはジェイアール西日本商事株式会社）が、見積り合わせの方法により発注する下表記載の制服

番号	品目	備考
1	(合) 制帽 駅長	平成29年度発注分から廃止
2	(合) 制帽 助役	平成29年度発注分から廃止
3	(合) 制帽 一般	平成29年度発注分から廃止
4	(合) 接客上着管理	
5	(合) 接客上着一般	
6	(合) 接客ズボン	
7	(合) 接客制帽駅長	
8	(合) 接客制帽駅助役	
9	(合) 接客制帽駅資格者	
10	(合) 接客制帽一般箇所長	
11	(合) 接客制帽一般助役	
12	(合) 接客制帽一般	
13	男子ネクタイ	
14	接客防寒衣（一般）	
15	接客防寒衣（乗務員）	
16	技術作業帽	
17	(合) 技術上着管理	
18	(合) 技術上着一般	
19	(合) 技術ズボン	
20	(合) 技術ズボン（駅用）	平成29年度発注分から廃止
21	防寒作業衣上着（男女兼用）	
22	防寒作業衣ズボン（男女兼用）	
23	検修作業帽	
24	(合) 検修上着管理	
25	(合) 検修上着一般	
26	(合) 検修ズボン	
27	(合) 女子制帽 駅長	平成29年度発注分から廃止
28	(合) 女子制帽 助役	平成29年度発注分から廃止
29	(合) 女子制帽 一般	平成29年度発注分から廃止
30	(合) 女子接客上着管理	
31	(合) 女子接客上着一般	
32	(合) 女子接客スラックス	
33	(合) 女子接客タイトスカート	平成29年度発注分から廃止
34	(合) 女子接客制帽駅長	

番号	品目	備考
3 5	(合) 女子接客制帽駅助役	
3 6	(合) 女子接客制帽駅資格者	
3 7	(合) 女子接客制帽一般箇所長	
3 8	(合) 女子接客制帽一般助役	
3 9	(合) 女子接客制帽一般	
4 0	(合) 女子シャツ（長袖白）	平成29年度発注分から廃止
4 1	女子ネクタイ	
4 2	女子接客防寒衣（一般）	
4 3	女子接客防寒衣（乗務員）	
4 4	(合) 女子技術上着管理	
4 5	(合) 女子技術上着一般	
4 6	(合) 女子技術ズボン	
4 7	(合) 女子技術ズボン（駅用）	平成29年度発注分から廃止
4 8	(合) 女子検修上着管理	
4 9	(合) 女子検修上着一般	
5 0	(合) 女子検修ズボン	
5 1	(夏) 制帽駅長	平成29年度発注分から廃止
5 2	(夏) 制帽助役	平成29年度発注分から廃止
5 3	(夏) 制帽一般	平成29年度発注分から廃止
5 4	(夏) 接客上着管理	
5 5	(夏) 接客上着一般	
5 6	(夏) 接客ズボン	
5 7	(夏) 接客シャツ（半袖）	
5 8	(夏) 接客シャツ（長袖）	
5 9	(夏) 接客制帽駅長	
6 0	(夏) 接客制帽駅助役	
6 1	(夏) 接客制帽駅資格者	
6 2	(夏) 接客制帽一般箇所長	
6 3	(夏) 接客制帽一般助役	
6 4	(夏) 接客制帽一般	
6 5	(夏) 技術上着管理	
6 6	(夏) 技術上着一般	
6 7	(夏) 技術ズボン	
6 8	(夏) 技術ズボン（駅用）	平成29年度発注分から廃止
6 9	(夏) 技術シャツ管理（半袖）	
7 0	(夏) 技術シャツ一般（半袖）	
7 1	(夏) 技術シャツ管理（長袖）	
7 2	(夏) 技術シャツ一般（長袖）	
7 3	作業用ウインドブレーカー上着（男女兼用）	
7 4	作業用ウインドブレーカーズボン（男女兼用）	

番号	品目	備考
7 5	(夏) 検修上着管理	
7 6	(夏) 検修上着一般	
7 7	(夏) 検修ズボン	
7 8	(夏) 検修シャツ管理 (半袖)	
7 9	(夏) 検修シャツ一般 (半袖)	
8 0	(夏) 検修シャツ管理 (長袖)	
8 1	(夏) 検修シャツ一般 (長袖)	
8 2	(夏) 女子制帽 改良型 駅長	平成29年度発注分から廃止
8 3	(夏) 女子制帽 改良型 助役	平成29年度発注分から廃止
8 4	(夏) 女子制帽 改良型 一般	平成29年度発注分から廃止
8 5	(夏) 女子接客上着管理	
8 6	(夏) 女子接客上着一般	
8 7	(夏) 女子接客スラックス	
8 8	(夏) 女子接客タイトスカート	平成29年度発注分から廃止
8 9	(夏) 女子接客シャツ (半袖)	
9 0	(夏) 女子接客シャツ (長袖)	
9 1	(夏) 女子接客制帽駅長	
9 2	(夏) 女子接客制帽駆助役	
9 3	(夏) 女子接客制帽駆資格者	
9 4	(夏) 女子接客制帽一般箇所長	
9 5	(夏) 女子接客制帽一般助役	
9 6	(夏) 女子接客制帽一般	
9 7	(夏) 女子接客ベスト	
9 8	(夏) 女子技術上着管理	
9 9	(夏) 女子技術上着一般	
1 0 0	(夏) 女子技術ズボン	
1 0 1	(夏) 女子技術ズボン (駅用)	平成29年度発注分から廃止
1 0 2	(夏) 女子技術シャツ管理 (半袖)	
1 0 3	(夏) 女子技術シャツ一般 (半袖)	
1 0 4	(夏) 女子技術シャツ管理 (長袖)	
1 0 5	(夏) 女子技術シャツ一般 (長袖)	
1 0 6	(夏) 女子検修上着管理	
1 0 7	(夏) 女子検修上着一般	
1 0 8	(夏) 女子検修ズボン	
1 0 9	(夏) 女子検修シャツ管理 (半袖)	
1 1 0	(夏) 女子検修シャツ一般 (半袖)	
1 1 1	(夏) 女子検修シャツ管理 (長袖)	
1 1 2	(夏) 女子検修シャツ一般 (長袖)	